

水質基準について

- ▶ 条例では、水質基準を細則で定める基準に適合するよう管理することと規定しています。
- ▶ 条例改正に伴い、細則（「公衆浴場法施行細則（第11条）」「旅館業法施行細則（第12条）」）を以下のとおり改正しました。

改正後

◆ 原湯・原水・上がり用湯・上がり用水の水質基準

基準項目	水質基準
色度	5度以下であること
濁度	2度以下であること
pH値	5.8以上8.6以下であること
<u>有機物（全有機炭素（TOC）の量）、又は過マンガン酸カリウム消費量</u>	<u>全有機炭素（TOC）の量は1リットル中3ミリグラム以下、又は、過マンガン酸カリウム消費量は1リットル中10ミリグラム以下であること</u>
<u>大腸菌</u>	<u>検出されないこと</u>
レジオネラ属菌	100ミリリットル中に10cfu未満であること

◆ 浴槽水の水質基準

基準項目	水質基準
濁度	5度以下であること
<u>有機物（全有機炭素（TOC）の量）、又は過マンガン酸カリウム消費量</u>	<u>全有機炭素（TOC）の量は1リットル中8ミリグラム以下、又は、過マンガン酸カリウム消費量は1リットル中25ミリグラム以下であること</u>
大腸菌群	1ミリリットル中に1個以下であること
レジオネラ属菌	100ミリリットル中に10cfu未満であること

◆ 浴槽水の残留塩素濃度

残留塩素濃度	浴槽水中の遊離残留塩素濃度を1リットル中 <u>0.4ミリグラム程度であり、最大時において、1リットル中1.0ミリグラムを超えないこと。結合塩素のモノクロラミンの場合には、その濃度を1リットルにつき3ミリグラム程度に保つこと。</u>
--------	---

改正前

◆ 原湯・原水・上がり用湯・上がり用水の水質基準

基準項目	水質基準
色度	5度以下であること
濁度	2度以下であること
水素イオン濃度	5.8以上8.6以下であること
過マンガン酸カリウム消費量	1リットル中10ミリグラム以下であること
大腸菌群	50ミリリットル中に検出されないこと
レジオネラ属菌	100ミリリットル中に10cfu未満であること

◆ 浴槽水の水質基準

基準項目	水質基準
濁度	5度以下であること
過マンガン酸カリウム消費量	1リットル中25ミリグラム以下であること
大腸菌群	1ミリリットル中に1個以下であること
レジオネラ属菌	100ミリリットル中に10cfu未満であること

◆ 浴槽水の残留塩素濃度 （条例（※1公：第4条第1項第26号ウ(ア) ※2旅：第8条第2項第3号ウ）で規定）

遊離残留塩素濃度	浴槽水中の遊離残留塩素濃度を1リットルにつき0.2ミリグラム以上0.4ミリグラム以下に保つこと。これにより難しい場合であっても、1リットルにつき1.0ミリグラムを超えないこと。
----------	--

※1公：公衆浴場法施行条例 ※2旅：旅館業法施行条例